



忘れていませんか？ ヘルメット

交通事故被害軽減のため、ヘルメットをかぶりましょう！



- 道路交通法一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対し自転車乗車用ヘルメット着用努力義務が課されることとなります。
- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を受けています。スポーツの時だけでなく、買い物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。